

○潟上市広報紙広告掲載取扱要領

平成22年2月26日

訓令第5号

改正 平成28年8月16日訓令第10号

令和元年8月14日訓令第4号

令和5年7月26日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、潟上市広告掲載要綱（平成22年潟上市告示第17号）に定めるもののほか、潟上市（以下「市」という。）が発行する広報かたがみ（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広報紙に掲載する広告の種類は、紙面による広告とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び枠数は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載回数)

第5条 広告の掲載回数は、同一の者について、最大12回とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする広報紙発行日の3箇月前の末日（以下「申込期日」という。）までに市長に申し込まなければならない。ただし、その日が潟上市の休日を定める条例（平成17年潟上市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日とする。

2 申込期日において募集枠に空きがある場合は、広報発行日の前々月の末日を期限として募集枠を満たすまで申込期間を延長するものとする。

3 広告の申込みは、1号につき1枠とする。ただし、申込者数が募集枠数に満たないときは、同一ページに隣り合う2枠を1広告として申し込むことができる。

4 申込者は、1回の申込みにつき6号分を上限に、連続して、又は複数号の申込みをすることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 前条第1項の規定により広告掲載の申込みがあった場合は、別に定める潟上市広告掲載基準に従い、別表第1に示す広告ごとに広報紙発行日の前々月の末日までに掲載可否を決定する。

2 前条第2項の規定による申込期日延長期間に申込みを受け付けた場合は、随時掲載可否の決定をする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表第2に定める額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、広報紙及び市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 市が広告掲載を可とした者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、申込期間分を一括して納付しなければならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成28年8月16日訓令第10号）

この訓令は、平成28年8月22日から施行する。

附 則（令和元年8月14日訓令第4号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月26日訓令第24号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の潟上市広報紙広告掲載取扱要領の規定は、この訓令の施行の日以後の掲載に係る広告掲載料について適用し、同日前の掲載に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

広告の規格及び枠数

広告の名称	規格		枠数	掲載位置
1号広告	1枠	縦124ミリメートル、横90ミリメートル	4枠	裏表紙
	2枠	縦124ミリメートル、横185ミリメートル		
2号広告	1枠	縦45ミリメートル、横90ミリメートル	4枠	中ページ最下段
	2枠	縦45ミリメートル、横185ミリメートル		

※広報紙の編集上、支障があるときは掲載位置を変更することがあります。

別表第2（第8条関係）

1 広告掲載料の単価

区分	広告掲載料	
1号広告	1枠	20,000円
	2枠	40,000円
2号広告	1枠	5,000円
	2枠	10,000円

2 連続して掲載する場合の広告掲載料は、単価に回数を乗じた額とします。